

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(洪水：上郡町地域防災計画・上郡町ハザードマップ)	
地区	予想される災害
上郡地区	千種川及び鞍居川の越水、堤防決壊及び内水氾濫による浸水害、土砂災害
山野里地区	千種川及び安室川の越水、堤防決壊による浸水害、土砂災害
高田地区	高田川の越水及びため池決壊による浸水害、土砂災害及び集落の孤立
高田台地区	千種川の越水及び堤防決壊による浸水害 雨水排水による浸水害、宅地崩落
鞍居地区	鞍居川の越水による浸水害、土砂災害及び集落の孤立
赤松地区	千種川の越水及び堤防決壊による浸水害及び集落の孤立、土砂災害
岩木地区	岩木川の越水による浸水害、土砂災害及び集落の孤立
船坂地区	梨ヶ原川及び安室川の越水による浸水害、土砂災害

上郡町の地形は、東部には中国山地からはりだした海拔300～400mの山地が連なり、町域の山林が85%を占め、千種川を中心にそれぞれの谷間を4つの支流(岩木川・鞍居川・安室川・高田川)が良好な農地と宅地部を形成しつつ流れているため、過去には数回、洪水被害に合っている。

上郡町のハザードマップによると

- ①当会が立地する地域において、0.5～1.0m未満の浸水が予想される。
- ②駅前周辺の商業地では1.0～2.0m未満の浸水、千種川より東側にある市町商店街やイオンタウン等大型商業施設が集中する竹万地域では2.0～5.0m未満の浸水被害が予想される。
- ③主要道路(国道373号)・JR・智頭急行等交通機関等が麻痺することが予想される。

(土砂災害：上郡町ハザードマップ)

【上郡町ハザードマップ】(H29年作成 上郡町管内)

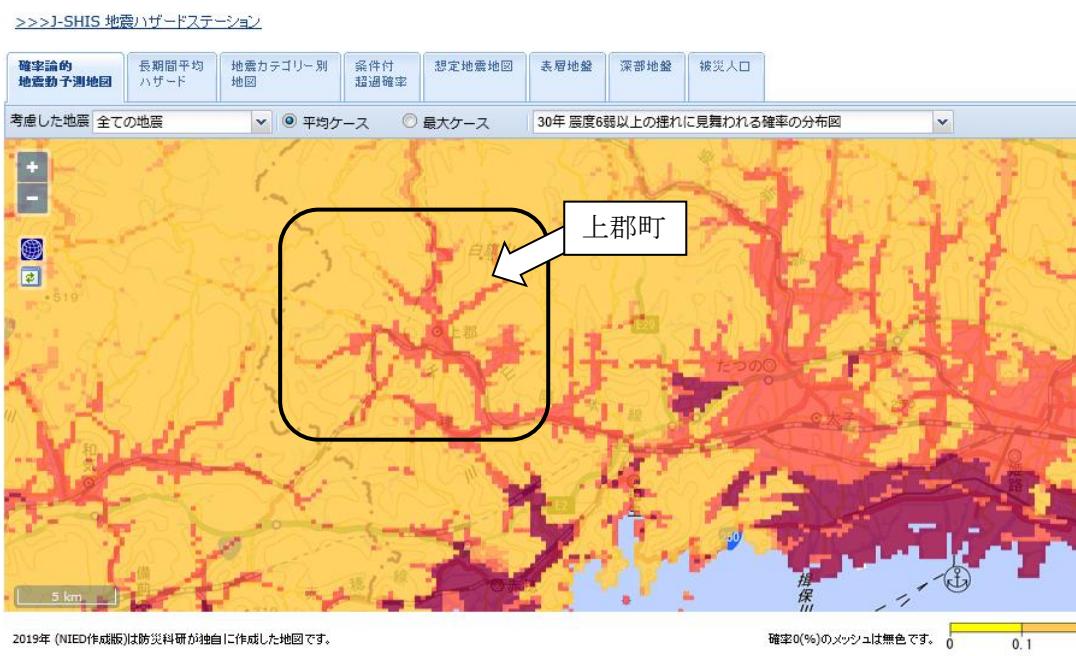
※土砂災害警戒区域：青枠 土砂災害特別警戒区域：赤枠

上郡町のハザードマップによると、町の面積の85%を山林が占めているため、土砂災害警戒区域、土砂災害特別計画区域が多数存在し、町内の各谷筋に沿って土砂災害が起こることが予想されているため、急傾斜地、土石流、地滑りなどが起こりうる可能性がある。

- ①製造業が集積する工業団地は、山林を造成した地域にあり、地滑りなど危険地域に集積している。(青枠：土砂災害警戒区域に位置する)
- ②小売・サービス業は、比較的平坦な地盤に集積されているため、土砂災害の危険は低い。
- ③建設業は町内に分散しており、ハザードマップの危険地域には、あまり事業所がない。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によれば、今後30年間で山崎断層を震源とする震度6弱以上の地震が6%～26%の確率で起こることが予想されている。



(その他：上郡町地域防災計画)

上郡町における大水害は、平成16年9月「台風21号」の集中豪雨による大水害。連続降雨量217mm。千種川の越水、床上浸水215、床下浸水562戸。

平成21年8月「台風9号」の集中豪雨による大水害。連続降雨量206mm。千種川の越水、床上浸水41、床下浸水76戸。平成30年7月豪雨による記録的な大雨により、町内各地で土砂災害が発生。72時間総雨量291mm。特別警報が初めて発令された。

日本各地で発生した地震においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災はこれまでの防災力を上回る災害となった。その後も、平成28年4月には震度7の巨大地震に2回も襲われた熊本地震、平成30年6月には震度6弱を観測した大阪府北部地震、同年9月には北海道胆振東部地震が発生している。

豪雨災害においては、平成30年7月に九州から北海道地方で梅雨前線及び台風7号による記録的な大雨による浸水被害や土砂災害が発生し、令和元年10月には台風19号による大雨、暴風等により、関東甲信地方、東北地方の広い範囲で河川の氾濫や土砂災害、浸水被害が発生している。

今後甚大な被害が頻発・激甚化する豪雨災害や大規模地震等への対応を図る必要が生じている。

(感染症：厚生労働省、上郡町地域防災計画)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、3密（密閉密集・密接）の環境で感染リスクが高まる。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会食、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

当町においても、このような住民生活に重大な被害を生じさせる危機に対して、本計画では「健康危機」として、次の原因により生じる住民の生命や健康の安全を脅かす事態を想定する。

健康危機	毒劇物、感染症、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生じる住民の生命や健康の安全、生活環境を脅かす事態が発生し、または発生するおそれがある場合
------	--

（2）商工業者の状況

- ・商工業者数 552社
- ・小規模事業者数 471社

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	96	72	町内に広く分散している
	製造業	44	26	山間部に事業所が集積している
	卸・小売業	151	136	町内中心部に集中している
	飲食・宿泊業	57	56	町内中心部に集中している
	サービス業・その他	204	181	町内中心部に集中している

（3）これまでの取組

- 1) 当町の取組み
 - ・上郡町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
 - ・防災、感染症等対策備品の備蓄
 - ・健康危機等応急対応計画の策定
- 2) 当会の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催（年1回）
 - ・あいおいニッセイ同和損保会社と連携した損害保険への加入促進
 - ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

当会では、2019年からBCP策定セミナーの開催をあいおいニッセイ同和損保会社に依頼し、開催しているが、BCP策定事業者は1社であり、その必要性がまだ浸透していない状況にある。

また、感染症対策において、町内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、

リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- 町内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また町内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。
- あいおいニッセイ同和損保会社と連携し、年1回BCP策定セミナーを実施する。その際にBCP策定および自然災害、感染症等のリスクに対応した共済加入状況に関するアンケート調査を実施し、後日損保会社の社員同行のもとBCP策定、共済加入について提案し、BCP策定や災害リスク等に備える。

○成果目標 (目標件数)

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	BCP セミナー	策定目標	
				BCP	事業継続力強化計画
552	471	R3	1	3	3
		R4	1	5	5
		R5	1	5	5
		R6	1	6	6
		R7	1	6	6

○共済・保険制度の増強件数 (目標件数)

事業年度	兵庫県共済 (火災・地震)	休業対応 応援共済	業務災害保険	福祉共済
R3	5	5	3	6
R4	5	6	6	6
R5	5	6	6	6
R6	5	9	10	6
R7	5	9	10	6

火災・水害・地震等の災害に対する備えを万全なものにするため、兵庫県共済協同組合の「火災・地震保険」、「休業対応応援共済」及びあいおいニッセイ同和損保会社の「業務災害保険」の加入促進並びに現在加入の共済の見直しについて、助言・提案を行う。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
<p>(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 5か年
<p>(2) 事業継続力強化支援事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。 ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
<p><1. 事前の対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上郡町地域防災計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前に準備しておく。
<p>1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。 ・会報や町広報、ホームページ（随時）等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。 ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。
<p>2) 商工会自身の事業継続計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会は、令和3年2月までに事業継続計画を作成予定。
<p>3) 関係団体等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。 ・感染症に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。 ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。
<p>4) フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会報（年4回）、BCP等の取組状況を確認するためアンケート調査を実施。年1回 ②セミナー終了後、参加者全員からBCP策定及び共済加入に関するアンケート調査を実施。1回 ③BCP未策定事業所や災害リスクの高い地区の事業所を中心に巡回指導による施策を紹介する。 ④当会と当町との防災連絡会議（構成員：当会、当町産業振興課、金融機関支店長、商店会長）を年2回開催し、状況確認や改善点等について協議する。 ⑤チラシ500部を作成し、会員企業、上郡町、公民館、金融機関等へ配布する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
(SNS(LINE)等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、上郡町における健康危機管理対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・町内の1%の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・町内の0.1%の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

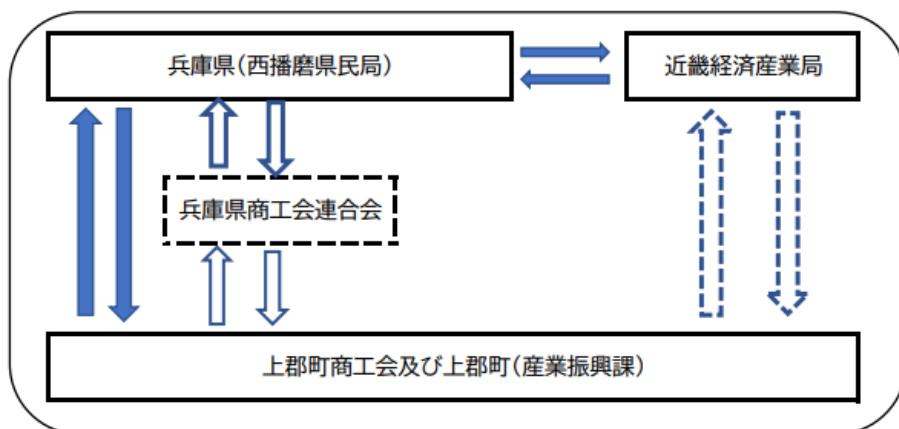
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～以降	随時（必要に応じて共有）

- ・当町で取りまとめた「健康危機等応急対応計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ①具体的には当該地区の商工会役員を通じて、(電話による) 被害状況を確認する。
 - ②被害状況が甚大な場合は、経営指導員・経営支援員等が当該地区の被害状況を直接確認する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の算定方法について確認する。
 - ①調査方法は、2人1組で担当被災地区を決定し巡回による聞き取り調査。
 - ②被害額調査は、被災チェックシートに記入(浸水の計測、被害にあった建物・機械設備・商品等について被害金額を事業者から聞き取る)。
- ・当会と当町が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて当会又は当町から兵庫県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当会又は当町より兵庫県へ報告する。

【連絡体制】



<4. 応急対策時の町内の小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、上郡町と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策、融資相談)について、町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 町内小規模事業者に対する復興支援>

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
 - ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・兵庫県商工会連合会等に相談する。
- 他に、西播磨地区の商工会で組織する西播磨地区商工会連絡協議会(太子町・たつの市・上郡町・佐用町・宍粟市)との情報交換を通じてお互いに応援できるような体制を構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

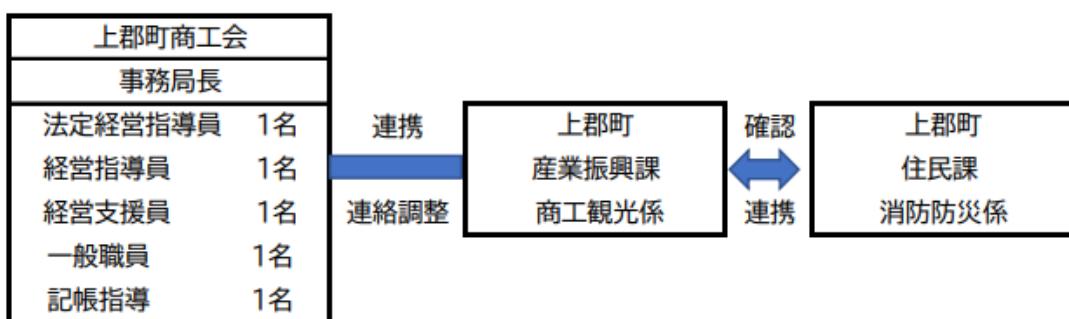
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 平井 克弥（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／関係市町連絡先

①商工会

上郡町商工会 総務課

〒678-1233 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278

TEL : 0791-52-3710 / FAX : 0791-52-3833

E-mail:kamigori@gold.ocn.ne.jp

②関係市町村

上郡町 産業振興課 商工観光係

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278

TEL : 0791-52-1116 / FAX 0791-52-6015

E-mail : sangyo@town.kamigori.lg.jp

上郡町 住民課 消防防災係

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278

TEL : 0791-52-1115 / FAX 0791-52-6490

E-mail : jyumin@town.kamigori.lg.jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・専門家派遣費	90	90	90	90	90
・防災情報交換会	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
兵庫県補助金、上郡町補助金、会費収入、手数料 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>
名 称：あいおいニッセイ同和損保株式会社 姫路支店第一支社 住 所：〒670-0955 兵庫県姫路市安田 2 丁目 7 番 代表者：支店長 河上 直人
連携して実施する事業の内容
<p>① 小規模事業者に BCP 策定の必要性を周知させる ② 個別相談会の開催 ③ 災害リスクの軽減 ・ BCP 策定のためのセミナーの開催 ・ BCP 策定のための個別指導 ・ 保険・共済の見直し、新規の加入促進</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>【連携先】 名 称：あいおいニッセイ同和損保株式会社 姫路支店第一支社 住 所：〒670-0955 兵庫県姫路市安田 2 丁目 7 番 代表者：支店長 河上 直人</p> <p>【役割】 あいおいニッセイ同和損保株式会社 姫路支店第一支社より講師を派遣し BCP 策定セミナーを開催することで、参加した小規模事業者に BCP 策定の重要性を周知することができる。 また、セミナー受講者のうち希望者には個別相談会を実施し、事業者の BCP 策定に向けての具体的な指導・助言を行う。</p> <p>計画策定に関心がある、策定したいと考えている事業者に対し、あいおいニッセイ同和損保株式会社 姫路支店第一支社涉外担当者と当会経営指導員とが巡回することで、保険・共済の見直し並びに加入を促進することで、発災時のリスクファイナンスに備えた相談・支援体制を構築する。</p>
連携体制図等
<p>The diagram illustrates the collaboration framework. Three oval-shaped boxes represent the entities involved:</p> <ul style="list-style-type: none">Left: あいおいニッセイ同和損保株式会社 姫路支店第一支社Middle: 上郡町商工会Right: 上郡町産業振興課 <p>Double-headed arrows connect the first two entities and the second two entities, indicating a two-way flow of "連携・情報提供" (Collaboration and Information Provision) and "発災時の体制構築" (Establishment of Disaster Response System). Below these three entities is a large oval labeled "町内小規模事業者" (Local Small-Scale Businesses), which receives the support from the top row.</p> <p>①BCP策定の必要性を周知するためのセミナー開催 ②BCP策定のための個別指導 ③保険・共済等の見直し、新規の加入促進</p>